

あなたの最低賃金、知ってる?



確認して
よかったです!



こうなる前に…
あなたの時給も
今すぐチェック!

「低いかも?」と感じたら「なんでも労働相談ダイヤル」へ



0120-154-052

祝祭日を除く
平日 10:00 ~ 17:00
受付中



日本労働組合総連合会三重県連合会(連合三重)

毎年見直し

最低賃金は、毎年、都道府県ごとに
見直されています。



下回ったら法律違反!

会社には最低賃金以上の賃金を支払う義務があります。
この額を下回る賃金は法律違反です。下回った場合、
その差額を請求できます。

派遣先



派遣先の最低賃金を適用

派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の
地域の最低賃金が適用されます。

業種によっては

より高い最低賃金の場合も!

業種によっては、地域別最低賃金よりも高い「特定(産業別)最低賃金」
が設定されていることがあります。

2020年
10月1日から

三重県の
地域別最低賃金は

874 時給
円



午後10時～午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算

1,093 時給
円

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。
この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。
詳しくは、連合へご相談ください。



連合三重





あなたの最低賃金、 チェックしてみよう！

スタート！

1
確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、**基本給+諸手当**(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。
ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当※

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象
でない

- ボーナス
- 残業代
- 精皆勤手当
- 通勤手当
- 家族手当
- その他臨時の手当(結婚手当など)

2
比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。

就業規則や契約書等からわかります。

それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人

時給額 そのままOK！

日給の人

日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人

週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人

月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人

連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

3
相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合に相談してみましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。



「最低賃金より低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…

なんでも労働相談ダイヤル へ!

連合公式
Facebook



日本労働組合総連合会(連合)



いこうよれんごうに
0120-154-052